

(仮称)おおいた物産観光フェア2022 in大阪イベント実施業務委託に係る公募型プロポーザル について  
寄せられた質問について回答いたします。

商工労政課

NO.	質問項目	質問内容	回答
1	協業について	弊社(質問者)とイベント会社協業で業務実施可能でしょうか? 契約書は弊社一社で交わす形で、あくまで業務の一部を協力してもらう形でございます。	<p>質問者が想定している協業について、どのようなものか判断しかねますが、質問者を契約者としてイベントの開催等に関し、他者に協力してもらうことは問題ありません。</p> <p>ただし、公募型プロポーザル実施要領「9. 契約の一部再委託」において記載があるとおり、「業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。」としております。</p>